

全ト協取次事業

(公益社団法人全日本トラック協会)

令和7年度若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成事業 交付要綱

令和7年4月18日制定
一般社団法人東京都トラック協会

(目的)

第1条 一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が定める「若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成金交付要綱」に基づき、トラックドライバーの高齢化が進行し、トラックドライバー不足の状況が継続している状況に鑑み、若年ドライバー・外国人ドライバー（以下「若年ドライバー等」という。）の採用を支援するため、会員事業者が新たに運転者として採用した若年ドライバー等の（１）特例教習の受講、（２）準中型免許の取得、（３）外免切替講習の受講について助成事業を実施する。

(定義)

第1条の2 この要綱において使用する用語の意義は、以下の各項に定めるところによる。
2 「特例教習」とは、中型免許・大型免許の取得に係る年齢要件・運転経歴要件を引き下げる受験資格特例教習をいう。
3 「外免切替講習」とは、指定自動車教習所等が実施する、普通免許・準中型免許に係る外国免許切替手続における技能確認・知識確認に合格するために必要な技能・知識を習得させるための講習をいう。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる経費は、特例教習の受講、準中型免許の取得、または外免切替講習の受講のために指定自動車教習所等にかかる費用とする。

(助成額)

第3条 助成金は、東ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）が別に定める要件を満たす従業員に、特例教習の受講、準中取得もしくは限定解除、外免切替講習にかかる費用を負担した場合に、（１）特例教習の受講は10万円、（２）①準中型免許の取得は4万円、②5トン限定準中型免許の限定解除は2万5千円を上限として交付する。
（３）外免切替講習の受講は4万円を上限として交付する。
2 1事業者あたりの助成額の上限を30万円とする。
3 従業員が個人で負担した費用については、助成金を交付しない。
4 東ト協で実施している「女性ドライバー免許取得助成」「男性ドライバー免許取得助成」、国、地方自治体又はその他団体等の助成金等との併用を可能とするが、本助成との合計額が指定自動車教習所等がかかった費用を上回る場合は、助成額を減額する。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、実施要領に定める期間内に実施要領に定める提出書類を、東ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第5条 東ト協は、前条に基づき会員事業者より実績報告及び助成金の請求があったときはその報告を精査し、条件に適合すると認めたときはその内容に基づき全ト協に対して助成金の

請求を行い、東ト協への入金が実施され次第、速やかに会員事業者へ助成金を交付する。

（助成金の交付取り消しと返還）

第6条 会員事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、東ト協は助成金の交付を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- （2）その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、又は本要綱及び実施要領に違反したとき

2 前項の場合において、当該取り消しに係る助成金が、既に会員事業者へ交付されているときは、東ト協は会員事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。

（その他必要な事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、東ト協が別にこれを定める。

（附 則）

本要綱は令和7年4月18日より施行する。